放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議(第 22 回) 放送コンテンツ適正製作取引推進ワーキンググループ(第 19 回) 合同会合 議事概要

- 1. 日 時: 令和5年12月4日(月)15時00分~16時30分
- 2. 場 所: Web 会議

3. 出席者

<検証・検討会議構成員>

舟田座長、新美座長代理、石岡構成員、上杉構成員、内山構成員、音構成員、小塚構成員、酒井構 成員、長谷河構成員、林構成員

<検証・検討会議オブザーバー>

公正取引委員会経済取引局取引部企業取引課、文化庁著作権課、経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課、中小企業庁事業環境部取引課、放送コンテンツ適正取引推進協議会事務局(全日本テレビ番組製作社連盟及び日本民間放送連盟)

<ワーキンググループ構成員等>

舟田主任(兼任)、内山構成員(兼任)、音構成員(兼任)、遠藤構成員(全国地域映像団体協議会)、 岡本構成員(日本放送協会)、尾崎構成員(日本テレビ)、金井構成員(フジテレビ)、久保田構成員 (日本ケーブルテレビ連盟)、髙畠構成員(TBS)、告坂構成員(日本動画協会)、中場構成員(日 本動画協会)、野瀬構成員(テレビ朝日)、野田構成員(テレビ東京)、松尾構成員(日本民間放送連盟)、松村構成員(全日本テレビ番組製作社連盟)、山口構成員(衛星放送協会)、山田構成員(全日本テレビ番組製作社連盟)

<総務省>

小笠原情報流通行政局長、山碕大臣官房審議官(情報流通行政局担当)、金澤情報流通行政局総務課長、飯村情報流通行政局情報通信作品振興課長、植村情報流通行政局情報通信作品振興課課長補佐

4. 議題

- (1)「放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ」の取りまとめについて
- (2) 令和4年度の取組状況
- (3)「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の改訂に向けた論点案
- (4) その他
- 5. 構成員等からの主な意見
- 下請けの製作会社の方々にいい仕事をしていただくことが業界全体の向上につながる。例えば製作費に含まれる管理費についても、必要経費として正しく評価されなければ、結局は管理がなされない質の低い労働の提供ということに終わってしまいかねない。
- 業界でどの程度フリーランスという働き方が入っているのか。フリーランスが増えていくことによって規制の潜脱のようなことが起きないかという視点が重要になってくる。既に現在かなり入っているということであれば、それは通常の製作取引と同じような、むしろ同等性を確保していくということが重要になってくる。

- 現行ガイドラインでは、下請法の対象とならない取引における書面等の交付については、客 観的な記録を残す観点から交付を推奨する趣旨の記述に留まっており、ここは課題である。
- 人件費などの必要経費、その他の管理費用(例:オフィスの賃借料や物件費)など管理費として共通に洗い出しができる費用を明示していく必要がある。
- 放送事業者がいわゆる「完パケ逃れ」をするために、製作委託ではなく、フリーランスと直接派遣契約するというようなことが行われているのではないか、といった問題意識が以前から指摘されているが、実態調査も必要ではないか。
- 以前よりガイドライン(P28)において、契約金額の決定について「単価表」を活用すること、という記載を入れている。これは現状では活用されているのか、いないのか。費目を洗い直して(管理費の)モデルのようなものがあってもよいのではないか。
- 東京と地方でガイドラインの浸透度が違うのかなという感想を持った。製作費の不正請求のような事案もガイドラインを守っていれば防げるのではないかと感じた。
- 完パケであるかどうかという言葉で区別するのはあまり適切ではないのではないか。放送事業者と製作会社とが共にアイデアを出し合うのは当たり前なので、著作権という財を考えるときには、共同著作権ということも当然あり得る。実態がどうなっているのかを率直に議論すべき。
- ガイドラインにおいてデフォルトルールをつくっておいて、この場合には修正があり得る、 という書き方も考えてよいのではないか。
- 以前、製作委託契約にもかかわらず、実態は派遣となっているケースが議論になったと記憶 しているが、フリーランスの割合が増えてきたのであれば、どういう影響があるのか。
- 著作権の整理表見直しの必要性については、取引と製作のプロセスの実態についてまずは議論をして、それを見ながらガイドラインに修正を加えるべきものがあれば、修正したほうがよい。
- 著作権の帰属については、発意と責任がどちらにあるのか実態を見ていく必要がある。議論 できるような環境をつくっていくというのは非常に大事。
- フリーランスの方がインボイスの適格事業者の登録をせずに契約を切られたという事案があるが、価格転嫁も含め、協議・交渉がしづらい風土があるのであれば改善が難しいのではないか。
- 東京と地方とでガイドラインの浸透度も違う中で、著作権の帰属の分類表をより詳細にして 大丈夫なのか、絵に描いた餅にならないか。詳細にしすぎて浸透しないということにならな いようにしたい。
- ガイドラインの浸透度に課題があり、改訂後の第8版や調査結果を世間に打ち出していくことが必要。
- 特にローカル局において、放送事業者の予算が限られている現状がある中で、どこまで経費を積み上げて製作費を要求できるかという視点だけではなくて、天井が決まっているのであれば、ここまでしか要求させない、これ以上無理なことを製作会社側には要求してはいけないよという、という視点でもきちんと議論を詰めていく必要がある。

- 製作取引の最初の協議段階で、著作権の帰属なども含めて決まってしまうのであれば、製作 会社側もどこまではできる、できないということを検討して協議することも大事。
- 生成 AI を使ったコンテンツ製作が進むと権利帰属の面でも課題になってくる可能性があると 思う。
- マンパワーの問題などがあって、地方はどうしても目の行き届きづらい部分が出てくる。そうすると、法の浸透度、実行度がどうしても落ちるという問題があるのだろうか。
- 内閣官房と公正取引委員会から、労務費の価格転嫁に関する指針が公表されたので、転嫁状 況が改善するのかどうか、引き続き注視したい。
- 経産省・中企庁が「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を公表しているが、本会議での知見も踏まえて、両ガイドラインの同期も図るべき。

以上